

ヤマトサンショウウオ保全回復事業計画

令和5年8月29日

京都府告示第436号

第1 事業の目標

ヤマトサンショウウオは、本州の近畿東部と中部南部に生息する両生類であり、分布域内で普通にみられる種であったが、現在減少傾向にある。京都府内においても南部地域で確認されていたが、近年の生息環境の悪化により分布域が狭まっており、絶滅の危機に瀕しているといえる。

本事業は、本種の府内における生息状況等の現状把握と、それに続くモニタリングを行い、その結果を踏まえて、生息地への不用意な立入りや密猟の防止等並びに生息環境の維持及び改善を図ること等により、本種が自然状態で安定的に存続できる状態とすることを目標とする。

第2 事業の区域

京都府における本種の分布域及び第3の4により飼育下における繁殖を行う区域

第3 事業の内容

1 生息状況等の把握及び生態等に関する知見の集積

本事業を適切かつ効果的に実施するため、以下の調査を実施する。

(1) 生息状況等の調査等

本種の分布、生息及び繁殖の状況、生息環境に関する調査を行い、情報を蓄積するとともに、それらの動向について定期的なモニタリングを行う。

その結果、生息状況や生息環境に憂慮すべき変化が見られた場合には、原因解明のための調査の実施等、必要に応じ、本種の保全に資する対策を講じる。

なお、密猟等を助長しないよう、分布等生息場所を特定する情報については、取扱いに十分注意する。

(2) 本種の保全に資する生物学的及び生態学的特性等の把握

本種の生物学的特性の解明、本種をとりまく生態系の構造の解明、各地域の個体群間の遺伝的な変異や個体群内の遺伝的な多様性の把握等に関する調査を行う。

2 地域における個体群の保護

(1) 密猟防止対策及び監視の強化

密猟や生息地への不用意な立入り等個体群の維持に影響を及ぼすおそれのある行為を防止するために、生息地における監視等を行う。

(2) 外来種による影響の排除

捕食による影響を及ぼすおそれのあるアメリカザリガニ等の外来種については、広範囲に生息域が拡大しているため、その侵入状況及び影響を監視し、本種の生息地への侵入を防止するための対策を講ずるとともに、必要に応じ、侵入した個体の駆除を行う。

3 生息地における生息環境の維持及び改善

本種の自然状態での安定した存続のためには、繁殖の行われる水域と変態後の生息域である陸域等、本種を取り巻く生態系全体を良好な状態に保つことが必要である。このため、1で得られた知見に基づき、本種及び本種の生息に関連する水生生物の生物学的

及び生態学的特性を十分に考慮しつつ、以下の取組を行う。

(1) 生息域の維持及び改善

本種の生息域は、個体群の再生産に係る産卵場所や幼生の生息場所となる水域が、開発されやすい地域の水田、ため池周辺の小規模な湿地や溝であることが多く、周囲の環境の変化により容易に乾燥化し、消滅してしまう可能性が高いことから、1の現状把握やモニタリングの結果等を踏まえ、生息域の安定的な維持・改善を図るため、水源の確保、崩壊した溝等の復旧を図る等、生息環境の整備を行う。

(2) 水量及び水質の維持及び改善

本種が産卵等を行う水域の集水域に係る水文環境を調査し、その水域の水量の確保に努めるとともに、本種の生息地及びその周辺地域での土地利用や事業活動の実施に際して、本種の生息に必要な湧水^{ゆうすい}地等の環境条件を確保するための配慮が払われるよう努める。

4 人工飼育下における繁殖

既に各地域の個体群が絶滅の危機^{ひん}に瀕していることを考慮し、個体群の絶滅を防止するため、必要に応じて適切な公共的施設等において個体の飼育繁殖を行い、飼育下における一定の個体数の維持を図る。この飼育下における繁殖の適切かつ効果的な実施のため、近親交配による遺伝的な弊害の防止、生殖細胞の保存等に関する技術開発を推進する。

5 事業を効果的に推進するための方策

(1) 普及啓発の推進

本事業を実効あるものとするためには、保全団体、各種事業活動を行う事業者、国及び関係地方公共団体、関係地域の住民をはじめとする府民等の理解と協力が不可欠である。このため、本種の生息状況及び保全の必要性、保全回復事業の実施状況等に関する普及啓発を進め、本種の保全に対する配慮と協力を幅広く働きかける。

また、国、関係地方公共団体、保全団体等は、研究機関、学校等の協力を得て、本種及び本種の保全に理解を深めるための学習会の開催等、本種についての理解を深めるための取組を行うことにより、生息地及びその周辺地域における自主的な保全活動の展開が図られるよう努める。

なお、これらの取組については、本種の生態等に関する専門的な知識を有する者、本種の保全に関わるNPO等、その他地元団体等の協力を得て進めるものとする。

(2) 公共事業等における配慮

1で得られた知見を活用しつつ、本種に与える影響を極力軽減した工法及び管理手法の研究開発に努め、関係地域の住民の十分な理解を得つつ、生息地及びその周辺地域における農業・農村整備及び河川整備への活用を図る。また、公共事業の実施にあたっては、京都府において行われている「環」の公共事業の理念に基づき事業を実施するよう配慮する。

(3) 効果的な事業の推進のための連携の確保

本事業の実施に当たっては、事業に係る国、関係府県及び関係市町の各行政機関、本種の生態等の研究に携わる研究者、本種の生息地及びその周辺地域の住民等の関係者間の連携を図り、効果的に事業が推進されるよう努める。

なお、生息状況等の調査、生態等に関する知見の集積、生息環境改善に必須の事業

並びに密猟防止対策については、保全対策の基本となる事業であり、府が主体的に取り組むものであるが、それらの実施に当たっては条例に基づく府民協働による保全制度に基づき取組を行う団体と連携して行う。

さらに、本種は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の指定など別の法令でも規制を受けているので、保全回復事業の実施にあたって関係機関との調整を図る。